

角田市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年3月21日

角田市監査委員 喜多 正行
角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納その他の事務の執行の監査）

2. 監査の対象

財政援助団体：社団法人角田市農業振興公社、社会福祉法人角田市社会福祉協議会

指定管理者：社会福祉法人角田市社会福祉協議会、みやぎ仙南農業協同組合

3. 監査の期間

平成24年2月7日（火）から同年2月9日（木）まで

4. 監査の範囲

角田市が平成22年度において、財政援助団体に対して交付した補助金等（あるいは指定管理）に係る出納及びその他の事務（収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等会計処理及び証拠書類の整備等）並びに事務・事業の計画・実施状況等。

公の施設の指定管理者となる団体に関する所管課・指定管理者の出納その他の事務事業等。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類に基づき、財政援助に係る補助金等の交付申請等（あるいは指定管理）の事務処理、事業の計画・実施及び効果等を「関係法令等の諸規定との整合性」及び「会計処理の適正性」に主眼を置いて精査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

財政援助に係る補助金等及び指定管理に係る出納その他事務の執行並びに公の施設の管理については、概ね適正に処理されていると認めた。

しかし、一部の団体において事務処理の一部に不適切と認められるものが見受けられたので、適切に事務処理されるよう市長に指導を求めた。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、団体所管課及び財政援助団体並びに指定管理者の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。